

○大阪大学外国語学部学生表彰に関する内規

平成 23 年 7 月 7 日
外国語学部教授会決定
最近改正 平 30.10.4

(趣旨)

- 1 この内規は、大阪大学外国語学部学生表彰規程（以下「規程」という。）に基づく表彰の決定に関し必要な事項を定めるものとする。
(規程第 3 条第 1 号に関する選考基準)
- 2 規程第 3 条第 1 号に規定する「極めて優秀な成績を修め、他の学生の模範になると認められるもの」は、当該年度の卒業予定者の中から選出することとし、その選考基準は、当該年度ごとに学生支援委員会の議を経て、学部長が決定する。
(規程第 3 条第 2 号に関する選考基準)
- 3 規程第 3 条第 2 号に規定する「学業又は課外活動の成果が特に優れていると認められるもの」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 国際学会あるいは国内学会等から賞（これに相当する賞を含む。）を授与された場合など、社会的にも高い評価を受けたと認められる学生又は学生団体
 - (2) 国際的又は全国的規模の競技会、展覧会、スピーチコンテスト等に出場、出展、参加等し、第 3 位までに入賞（これに相当する賞を含む。）した場合など、優秀な成績を挙げたと認められる学生又は学生団体
 - (3) 本学部又は専攻が主催するスピーチコンテスト等に参加し優勝するなど、学内において特に優秀な成績を挙げたと認められる学生又は学生団体
 - (4) ボランティア活動等の社会活動において、公共団体等から表彰を受けた学生又は学生団体
(推薦に基づく表彰件数)
- 4 規程第 5 条の規定に基づき表彰を決定する件数は、原則として春・夏学期間及び秋・冬学期間を通じて、計 10 件程度とする。

附 則

この内規は、平成 23 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 29 年 11 月 2 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 30 年 10 月 4 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。